

デジタル回覧板について

デジタル回覧板のテスト運用について区や町内会からの情報発信がなくても、周知して利用できる体制を整えるもの。

1. テスト運用を開始する区（17区＋40町内会）

第1区、第4区、第13区、第15区、第19区、第22区、第23区、第25区、第29区（全21町内会でも開始予定）、第31区、第32区、第34区（全19町内会でも開始予定）、第35区、37区、第39区、第43区、第50区

2. 多治見市で掲載する情報（全ての登録者が閲覧できる情報）

- ①たじみすと
- ②全市配布の回覧文書
- ③緊急情報（音声データ）

3. チラシの提供

別紙チラシと周知文書を、区ごとにIDとパスワードを入れて、希望数提供

4. 注意事項

- ①原則、個人情報や顔が特定できる写真などを掲載しないこと。
- ②個人情報等を掲載する必要がある場合は、必ず本人の了解を得て掲載すること。

<担当>

多治見市区長会事務局（市役所くらし人権課内）

担当：水野康次郎

電話：0572-22-1134 メール：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp